

令和6年度 第2回 加古川市上下水道事業運営審議会 会議録

■日 時 令和7年2月28日（金）午後1時から午後2時40分

■場 所 加古川市上下水道局 4階 441会議室

■出席者

■委員（五十音順）
東委員、久保田委員、瀬嶋委員、田端委員（会長）、堀江委員
渡部委員

■事務局
金澤上下水道局長、正中上下水道局次長
西村お客さまサービス課長、
大谷施設課長、澁谷中西条浄水場担当課長、
横山配水課長、山本下水道課長、田中雨水整備担当課長、
小川経営管理課長、田口経営管理課副課長、
樋口経営管理課経営係長、
守屋経営管理課経営係主査、岩田経営管理課経営係書記

■次 第
1 開 会
2 議事 経営戦略の改定について
3 閉 会

■配付資料

1 次第
2 令和6年度 加古川市上下水道事業運営審議会 出席者名簿
3-1 原価計算表（水道）
3-2 原価計算表（下水道）
3-3 管渠の緊急点検報告資料
4-1 加古川市水道ビジョン2028 中間検証報告書
4-2 加古川市下水道ビジョン2028 中間検証報告書

■傍聴人 なし

議事（1）経営戦略の改定について

事務局：それでは、議事に移りたいと思います。加古川市上下水道事業運営審議会規程第4条第1項の規定に基づきまして、会長が議事を進めることとなっております。議事において発言される際は、恐れ入りますが、挙手の上、ご発言をお願いいたします。本日の議題は次第に記載しております通り、「経営戦略の改定について」1点です。ご審議のほどお願いいたします。それでは田端会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：第2回の審議会を開始させていただきたいと思います。今日は先ほど事務局のほうからお話がございましたように審議事項は1点でございます。皆さんもご承知のように、上下水道に関する関心も高くなっております。それに比例するように、本審議事項の重要度というのはますます増してくると思っております。

以前に申し上げたかもしれないのですが、これからはインフレ下での行政運営というものが、どの自治体でも課題となっております。やはり市民の皆様、利用者の方々のご意見は大変貴重でございますので是非ともご意見を頂きたいと思っております。議事につきましては1点、経営戦略の改定ということでございます。今回は第1回を11月に開催させていただきました。まずは改定の流れについて再度ご説明をいただき、お配り頂いております資料を基に、現状分析、目標設定をし、計画策定についてご説明を頂きながら、皆様のご意見を賜りたいと思います。そうしましたら、経営戦略の改定につきまして事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは「経営戦略の改定について」ご説明をさせていただきます。まず、事前に送付させていただきました資料について、ご説明いたします。「加古川市上下水道事業経営戦略（案）」ですが、こちらが現時点の経営戦略改定（案）になります。ご覧いただいたとおり、約60ページと非常にページ数が多いため、本日の説明は「加古川市上下水道事業経営戦略【概要版】」に沿ってご説明させていただきます。

それでは「加古川市上下水道事業経営戦略【概要版】」の1ページをご覧ください。前回の審議会内容の振り返りになりますので、「1 経営戦略改定の趣旨」から3ページの「3 現状と課題（下水道事業）」までは通して説明させていただきます。

まず、「経営戦略」とは何か、という点から簡単にご説明させていただきます。上下水道事業は社会インフラとして安定した経営が求められます。そのため、中長期的なビジョンを持って経営していくことが必要となります。そして、経営的な観点に特化した中長期的な経営計画が経営戦略と呼ばれるものです。次に「改定の趣旨」ですが、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」にて、経営戦略は3～5年ごとに改定が求められています。当市では、前回改定から5年目を迎え、物価上昇等の近年の社会情勢の変化の影響が大きいこともあり、最新の情報を基に経営戦略の改定を行うこととしました。次に今回の計画期間ですが、同じく改定ガイドラインにて原則10年以上とされていることから、令和7年～令和16年度の10年間とします。そして、計画策定後はPDCAサイクルに則って計画の進捗管理・分析等を実施していきます。

次に『2 経営の基本方針』ですが、これは上位計画であるビジョンで掲げる水道・下水道事業の基本方針をそのまま掲載いたしました。

では、概要版の2ページをご覧ください。まずは水道事業について現状分析を行いました。2ページ中段の給水収益の動向のグラフをご覧ください。直近10年間について、給水人口の減少とともに給水収益も減少傾向にあります。令和6年度には大規模事業者の水源転用の影響で大きく減少し、以降も減少傾向で推移する見通しです。また、最新決算の結果（経営比較分析表）を見ますと、「経営の健全性」を示す3指標においては現時点では類似団体と同水準であり、概ね効率的な経営が行われているといえるものの、近年の急激な物価上昇等の経営環境の変化により、今後は年々悪化することが見込まれます。

次に債務の状況を示す「企業債残高対給水収益比率」については、類似団体と比べてもやや高い水準となっており、今後、その他の財源の確保を検討するなど、企業債残高をコントロールする必要があります。そして、老朽化の状況を示す「有形固定資産減価償却率」については、現時点では類似団体平均を下回る水準であるものの、管路の老朽化が進んでおり、今後、計画的な更新投資が

必要な状況です。水道事業が抱える課題としては、施設等の老朽化・耐震化のための計画的な更新投資の実施、それらを実施するために必要な技術力の確保、収支の均衡を実現する財源の確保が求められます。

総括しますと、現時点では全国的に見ても決して悪い経営状況ではありませんが、今のままでは近い将来、非常に厳しい経営状況に陥ることが予見されます。次に3ページをご覧ください。続いて下水道事業の現状分析を行います。3ページ中段の下水道使用料収入のグラフをご覧ください。下水道については、水道と同じく人口減少の影響はあるものの、未普及地区解消に伴う水洗化人口の増の影響もあり、使用料収入は概ね横ばいで推移しています。しかし、今後は整備拡大による増加の効果を人口減少による影響が上回ると見込まれ、下水道使用料は減少傾向で推移する見通しです。

また、水道事業と同じく最新決算の結果を見ますと、「経営の健全性」を示す3指標においては現時点では類似団体と同水準であるものの、年々悪化している状況であり、近年の物価上昇等の影響により、今後もさらに悪化することが見込まれます。次に債務の状況を示す「企業債残高対事業規模比率」については、近年、未普及地区解消に向けて大規模投資を実施しているため、企業債は増加傾向にあります。

そして、老朽化の状況を示す「有形固定資産減価償却率」については、現時点では類似団体平均を下回る水準であるものの、老朽化は着実に進んでいるため、今後、計画的な更新投資が必要な状況です。下水道事業が抱える課題としては、未普及地区解消及び既存施設・管路の維持管理に向けた投資を実施する必要があります。また、それらを実施してもなお、収支が均衡する財源の確保と安定的な事業運営に向けた流動資産の確保が求められます。

総括しますと、下水道事業についても水道事業同様、現時点で直ちに改善が求められるような経営状況にはないものの、社会情勢等の変化により財政状態が悪化する可能性は十分にあるため、継続的な経営努力は必須だといえます。

会 長：ありがとうございました。前回の振り返りになりますが、改めて現状分析等についてご説明をいただいたところです。ここまでで何かご質問ありますでしょうか。

経営戦略なのでまずは現状を分析し、それを受けて今後の10年間を考えていくといった流れになっております。また、様々な専門用語が出てきますが、これらは経営戦略本体の巻末あたりに用語説明がありますのでそちらをご覧ください。

では、ここまでについてはご質問、ご意見なしとのことですので、続きの説明をお願いします。

事務局：では、続きまして資料の4ページをご覧ください。まず、「水道事業に係る投資・財源に関する方針」について説明いたします。投資に関する方針ですが、やはり水道事業の根源的な使命は「安全で安心な水を供給すること」です。それらを達成するためには施設や管路の耐震化をはじめとする更新が必須です。しかし、水需要が減少していく中、現状の施設規模のまま更新するのではなく、施設のダウンサイジングや統合等を図りながら投資の適正化を図ることを方針として掲げることとしました。そして、財源に関する方針ですが、投資の適正化を図ったとしても、物価上昇等により支出額は増える一方、人口減少等により料金収入が減少し続けるという状況では事業継続は困難です。そのため、今

回の投資財政計画の策定にあたっては料金改定を実施しないパターンと料金改定を実施するパターンを推計することとします。

次に4ページの下段、「投資・財源に関する目標」をご覧ください。水道事業の投資目標・財源目標については以下の表のとおり、設定させていただきました。これは、前回の運営審議会でご相談させていただきましたとおり、上位計画である上下水道ビジョンとの整合性の観点から令和10年度までは「ビジョンの目標達成」を経営戦略の目標とし、以降は「社会情勢を勘案し、施設規模の適正化を図りながら現在の更新ペースを維持する」ことを投資目標として設定いたしました。そして、財源目標についてもビジョンと同様に「経常収支比率100%以上、料金回収率100%以上」を設定することといたしました。

以上の方針を前提として、今後の投資財政計画を試算したものをご覧いただきます。「【概要版 参考資料】」の1ページをご覧ください。こちらがこれまで通りの経営方針のまま、つまり料金水準等を一切変更しない場合のシミュレーションをしたものです。

結論から申し上げますと、このままでは収益的収支は悪化し続け、令和10年度には赤字となります。さらに、令和14年度には資金残高も枯渇し、事業継続が困難となる見通しです。当然に先ほど設定した目標である経常収支比率・料金回収率100%以上は達成できない、という結果となりました。

ここで重要になってくるのが「経営戦略策定・改定ガイドライン」で定められている6つの策定要件です。前回の運営審議会でお話させていただきましたが、経営戦略策定にあたっては上下水道事業の安定的経営実現に有用なものとするため、6つの策定要件が定められており、その中に「計画期間内に収支均衡していること」というものがあります。そのため、収支ギャップの解消を図るために料金改定を実施した場合の投資財政計画を試算しました。それが【概要版参考資料】の2枚目の投資財政計画になります。

料金改定については、段階的に改定する等、様々なパターンが考えられますが、こちらの計画では令和10年度に30.0%の料金改定を実施し、その後は期間中に改定をしないものと仮定し、試算したものです。その結果、5ページ中段に記載のとおり、「①収支ギャップの解消、運転資金の確保、設定した財源目標全ての達成が可能」となり、「②料金収入を必要な建設事業の財源として一定程度充当することができるため、企業債の発行を抑制することが可能」となり、「③料金回収率等の国庫補助金の採択要件を満たすことが可能」となります。あくまでもこれは経営戦略を成立させるための仮定の試算であり、今回の経営戦略の改定をもって、今後の料金改定の実施が確定するものではありません。実際の料金の見直しにあたっては、その時点における経営状況に基づき、市民負担と料金水準のバランスをしっかりと検討し、市民・事業者の方の理解及び議会の承認を得ることになります。

当局では、令和7年度から料金改定の実施をするか、しないかも含めて、適切な料金体系の検討を進めたいと考えておりますので、運営審議会委員の皆様におかれましては、次年度以降、ご審議いただければと思います。

水道事業に係る投資財政計画の説明は以上です。

会 長：ただいま水道事業に係る投資・財政計画の説明をいただいたところです。非常にショッキングな数字だという印象を受けられたかもしれませんが、この運営審議会をもってただちに料金改定というわけではもちろんありません。計画の中にこういうものを盛り込まないと安定的な運営が難しいというご説明でござ

いましたので、これが今後の料金改定等の目安になってくるのは間違いないだろうと思っております。

今回の計画でいう 30%というのは大枠の目安で、事業向けの分、要するに大口利用者分に割引をかけるかとか、世帯によっては所得による軽減をかけるか、今後いろいろ考えていく課題はたくさんあるわけですが、そこはまだ何も考えていなくて、30%というのは一つの目安として示されたという理解でよろしいですか。

事務局：はい。おっしゃるとおりです。

会 長：わかりました。では、委員の皆様、ご意見等いかがでしょうか。

委 員：基本料金の部分が 30%上がるのか、使った分の金額が 30%上がるのか、いずれでしょうか。

事務局：実際の料金改定を検討する際には、委員におっしゃっていただいたように基本料金をどれだけ改定するか、あるいは従量料金をどれだけ改定するか、を検討すべきところです。今回の経営戦略については「概要版 参考資料」をご覧ください。1 枚目の「料金改定を実施しない場合」の令和 10 年度の料金収入である 3,639,089 千円を 30%増加させたものが「料金改定を実施した場合」の数値になっています。つまり、今回は基本料金も従量料金も含めた料金収入全体に単純に 30%を乗じただけの仮定の金額になっております。

会 長：家計や企業で会計を預かっている方からすれば光熱水費というところは非常に気になる部分だと思います。他にご質問いかがでしょう。

委 員：まず率直な感想として、水道は毎日使っているものなので 30%と聞くと非常に大きい印象を受けます。消費税であれば 2%上がるというだけでも強い抵抗があることを考えると、30%は大きいなと。

「概要版 参考資料」の 2 枚目を見ますと、料金改定をすると令和 10 年が黒字に転じています。しかし、令和 15 年には今と同程度の利益にまで下落してきています。つまり、料金改定しても 5 年しか保てないということでしょうか。また、経営をやりくりするためには料金改定しかないのでしょうか。

事務局：おっしゃられました通り、30%という数字は非常に大きく感じられると思います。ただし、大前提として必ず皆様にご認識いただきたいことは「経営戦略上で『30%の改定を実施する』、と記載されたからといって、実際に 30%の料金改定をすることが決定されたわけではない。」ということです。そのうえで、次年度以降、料金改定に向けた検討を行う際の進め方についてご説明いたします。料金改定を検討する際、まずは料金算定期間というものを設定します。この期間は料金算定要領で 3～5 年で設定することとされています。これは 5 年以上先の未来にどれだけ費用を要するかを正確に見込むことは困難だといったところに起因しているものです。そして、ここで決めた 3～5 年に係る支出額を賄うためにはどれだけの料金改定をすれば良いのか、という試算を行います。さらには口径別の改定幅等を検討する等の作業が発生します。このあたりを来年度、皆様と協議させていただけたら、と考えております。

2 点目のご質問「今後の経営をしていくうえで、料金改定をするしか手段がないのか」というご質問についてですが、例えば一般的な家庭に置き換えて考えてみますと、支出に対して収入が不足している、といった状況にあった場合、収入を増やすことは容易ではないので、まずすべきことは支出を減らすことだと思います。ですから、水道局においても当然に支出面で削減できるものは削減します。ただ、水道事業にとって最も重要なことは「安心して安全な水を皆さんにお届けすること」です。それを達成するためには工事等の投資は欠かすことができません。つまり、「お金がないから工事をやめておこう」、「お金がないから工事を先送りしてしまおう」といった選択は我々にはなく、たとえ収入を上げる、料金改定をすることになってでも必要な投資・更新はすべきだと考えております。

会 長：設備投資に関しては企業債をある程度は充てられるのですが、運営に充てるわけにはいきません。国の財政運営もそうなのですが本来は赤字を埋めるものに国債を発行してはいけないんですね。しかし、ご存じのとおり、毎年赤字国債を出していますが、それは本当に特別な条件満たさないと出せないものなんです。だから運営に対して借金で補うというわけにはいかない。先ほど家計に例えていただきましたけれども、家計で何か大きなものを買うときにローンを組みますというのがあったとしても、日々の支出を借金だけで賄うことはまず不可能な話なので、そういうことを考えると、収入を増やしていくしかないということになります。

また、インフレ下における問題というのも非常に大きく、先ほど工事費の話が出たんですが、工事費の値上がりが、税収の値上がりよりも大きいんですね。市のほうから財政補填したらいいじゃないか、という議論も当然あるのですが、税収が上がるのはもっと後なんですね。そういった中では市財政に頼るということもかなり難しい。だから、何とか上下水道事業単独で何とかしていかなきゃいけないので料金をあげるという話になります。借金もできない、税金に頼るのもなかなか厳しいと考えると、料金改定しかないだろうというのが今のお答えです。ただ、先ほどから何度も事務局のほうからご説明ありましたように、いきなり 30% 上げるとか、一律に上げるというわけではなく、あくまでも計算上の仮定の話だということで、実際には緩和措置みたいな話が出るかと思います。その辺りはまた皆さんとこの場で協議させていただきながら進めていきたいというふうに思っています。他にご意見ありますでしょうか。

委 員：人口減少社会と言われていますが、加古川市の給水人口等の減少幅は計画値通りでしょうか。

事務局：ビジョンや経営戦略の計画値と実績を比べますと、計画値よりも人口・有収水量ともに減少しています。つまり、収入については見込みよりも減少しており、費用については見込みよりも余分にかかっている、といった点が今回の経営戦略の主眼の部分になると考えています。

委 員：八潮市の陥没事故を受け、加古川市でも検査などされているかと思います。やはりそういったものにも費用はかかるんでしょうか。あのようなニュースを見ると、料金改定も仕方ないのかとも考えます。

事務局：本日お配りしました「当日配布資料」の３ページをご覧ください。埼玉県八潮市で発生した下水道管渠の破損に起因する道路陥没事故を受け、本市上下水道局においても事故原因と思われる条件を想定したうえで、同様の事故が発生する可能性がある下水道管渠の緊急点検を実施しましたので、この点検結果、及び要した費用について、ご報告させていただきます。

日常管理における既設管調査、巡視点検の概要からご説明いたします。まず、対象の污水管渠の延長は1,115 kmです。この調査の内容ですが、１つは、巡視ということで、マンホール蓋の間の劣化や、その周辺の舗装の凹みやひび割れの確認を見て回っております。２つ目はマンホール蓋の開閉の状況や、マンホール内部、そして下水道管の管口を調査しております。実施状況ですが、重要度に応じまして５年から１５年に１度の頻度で、特に腐食しやすいような箇所や重要な施設につきましては５年に１度の点検を実施しております。巡視や点検の結果に基づき、状況に応じて、清掃でありますとか、カメラ調査、そして修繕などを実施しております。

続きまして項番２に移ります。こちらは、詳細な管内調査の概要です。対象は同じように全ての污水管渠となっております。調査内容は、マンホール内部の調査でありますとか、管渠内部の調査をカメラまたは目視で実施いたします。そして実施の状況ですが、重要度や、リスクを踏まえまして、調査優先度により順次実施しております。こちらにつきましてはストックマネジメント計画という計画に基づく調査となっております。そして令和６年度につきましては、約４.５キロ、加古川下流浄化センターに接続している、管渠を調査しております。この結果、緊急を要する異常はございませんでした。なお、来年度は、令和６年度に調査した箇所の上流側を、約７キロ調査する予定です。この調査結果に基づき、緊急度に応じて改築更新などを実施する予定です。

続いて項番３でございます。このたびの陥没事故を受けて、実施させていただきました緊急点検の概要です。腐食しやすい箇所の点検を２月４日から２月６日にかけて、実施いたしました。汚水を圧送しております管路の吐き出し先となるマンホール、４７か所の内部を目視により点検を実施しました。その結果、異常はありませんでした。なお、２月５日から２月６日にかけて、管の直径が２ｍ以上の管渠、延長で約１６キロありますが、こちらの管渠の直上の路面状況を巡視しております。その結果、異常はありませんでした。結果は２月７日から上下水道局のホームページに掲載をしています。

この緊急点検は下水道課職員の直営で実施しました。今後、国交省の調査基準が見直されればその調査の頻度や方法によっては専門業者へ委託することになり、高額なものになることも考えられます。以上です。

会 長：緊急点検は国の指示だと思うんですが、その費用は国の方から支出されるのでしょうか。

事務局：緊急点検の対象は１日３０万 m^3 以上の処理する処理場に接続されている直径２ｍ以上の流域下水道の幹線管渠が対象になっておりまして、加古川市においてはその対象はないので、国からの費用の支出はございません。

しかしながら、自主的に加古川市独自で緊急点検の必要がある箇所や腐食しやすい箇所等を選定し、緊急点検を実施いたしました。その結果、異常はありませんでした。

会 長：今後、いかにこういった経費を抑えていくのかということも重要です。繰り返しますが、インフレ下では支出の増加はより加速する可能性があります。特に、どうしても人手が必要なところは出てまいります。いろんなアイデアや議論はあるんですが、実際に実施するにしても、お金がかかる話でございます。ご意見等いかがでしょうか。

委 員：結局、今回の点検に係る費用は予算の範囲で対応できましたか。

事務局：緊急点検につきましては、予算等の措置をしております。全て直営で職員が実施いたしておりますので、直接的なコストはかかっておりません。

会 長：問題になってくるのは、こういった懸念があると今後、追加点検等が発生する可能性がある、つまり、経営戦略で試算している支出額にさらに追加計上しなければならないのではないか、といった疑問が生じるかと思いますがこの点はいかがでしょう。

事務局：ご指摘のとおり、国から追加業務を指示された場合等は現在の投資・財政計画の支出額が増加することになります。結果として、損益悪化、ひいては料金改定率にも影響を及ぼすことになります。ただ、今回の投資財政計画は支出に関しては多めに、収入に関しては少なめに見込んでおり、かなり辛めの試算をしたものになります。会長がおっしゃられましたインフレ下の経営戦略として適切か確信は持てませんが、日銀が掲げる「物価の安定目標」である2%/年を用いて物価上昇の影響も加味した計画になっています。今回のご質問に対する回答としましては、厳しめに見込んでいる投資財政計画の支出額の中で、追加費用については吸収できるものと見込んでおります。

委 員：前回の水道料金の改定時期・改定率をご教示ください。

事務局：前回の改定は平成16年、17年、18年と段階的に分けて改定させていただいております。改定率については、料金体系そのものを大きく見直したこともあり、改定前との単純比較が困難ではありますが、おおよそ3回合わせて20%弱の改定を実施したと記憶しております。

委 員：営業費用の減価償却費は現金の支出を伴わない費用だと思われそうですが、その分の現金を以て水道会計を運営することはできないのですか。

事務局：委員のご指摘は一般企業でいう内部留保の考え方かと思います。我々の会計では補填財源と呼ばれるものが、内部留保の資金でありまして、内部留保の考え方には消費税の調整額なども含まれますので一律に精緻な数値は出しかねるのですが、令和16年の段階での内部留保の金額としては約25億を見込んでおります。令和5年度の段階とおおむね同じぐらいの金額になるのかなと思っております。今回の試算で申し上げますと、料金改定をしない場合の令和9年度あるいは10年度の段階で内部留保が11億円ぐらいまで下がることになっております。この時点で改定させていただくことで、恐らく令和16年においての補填財源としては25億3000万円ぐらいに見込んでおります。減価償却費については、基本的に企業会計でいうところの4条予算といいまして資本的支出の建

設改良費の財源に充てているということになっております。この資料でいきますと、「3 不足額」というところで示されている金額ですが、この金額相当額を内部留保で賄っているとご理解頂ければと思います。なお、この建設改良費は資産の形成、改修、更新等にかかる費用ということで10年間分の投資額を見込んでおります。

委員：営業費用は2%/年を見込んで試算されているとのことでしたが、人件費について、政府は2030年までに最低賃金を1,500円にするというような話が出ています。これは年率にしますと7%/年程度になりますが、こういった影響は加味されていますか。

事務局：結論から申し上げますと、今おっしゃっていただいた7%/年の上昇といった影響までは反映させておりません。現状の計画では職員給与費上昇率を過去の実績等を勘案し、1.3%/年で上昇し続けると試算し、10年間で約14%上がるような試算になっています。

会長：今回の計画上では7%/年のような上昇幅は見込んでしまうとあまりにも厳しいということで見込めていないということですね。今回の計画では支出をもとに収入を考えていく都合もあり、支出をどれだけ正確に見込めているか、というのが非常に重要になりますので、大変貴重なご意見だったかと思います。

委員：細かいシミュレーション等は次年度以降ということはよくわかりました。ちなみに今回の概要版資料はこの会議限りのものでしょうか。

事務局：資料についてご説明いたします。経営戦略として公表するのはもちろん経営戦略本体がメインにはなりますが、概要版につきましてもホームページ等に掲載していく予定です。

委員：であるならば、概要版資料の5ページ中段の表現ですが、「試算として～、令和10年度に料金改定率30.0%の料金改定をすることとします。」との表現がありますが、より明確に「仮定の数値である」ことをお伝えしていかないと、『30%の改定』という表現だけがひとり歩きしてしまう恐れがあります。そのため、ここの表現は検討された方がよろしいのではないのでしょうか。加えて、前回の改定が平成18年度だったということでしたので、20年以上ぶりの改正であることを伝えられてはいかがでしょう。

会長：数字のひとり歩きが怖い、というのは私からも事務局にはお伝えしておりますので、事務局におかれては十分慎重に表現いただければと思います。事務局自ら何度もおっしゃっていただいています、が、「経営戦略で記載されており、料金改定されるわけではない」ということをきちんと明記しておいていただきたいと思います。

委員：「概要版 参考資料」に掲載されている投資財政計画も公表されますか。

事務局：「概要版 参考資料」に掲載している投資財政計画は経営戦略本体で言いますと39ページや42ページに掲載されております。そのため、これらの投資財政

計画は公表対象となります。

会 長：他にご質問などよろしいでしょうか。非常に多くの貴重なご意見ありがとうございました。職員給与費の上昇率やイレギュラーな事業が追加になった場合等、積算に係るご指摘・ご意見がございました。事務局からの説明のとおり、積算自体は特に改めず、現行のまま進めることとしますが、こういったご意見があったことはしっかりと記録していただき、また、現行の試算の前提条件が変更になった場合にはきちんと再計算をしていただきますようお願いする、ということによろしいでしょうか。続いて下水道事業に移ります。

事務局：では概要版の資料 6 ページをご覧ください。まず、「下水道事業に係る投資・財源に関する方針」について説明いたします。

投資に関する方針ですが、当市における下水道事業の最重要課題は「未普及地区の早期解消」です。いよいよ整備完了が見えるところまで進んできましたが、現時点では未だ解消されていないため、引き続き投資を進めていく必要があります。また、既存の管も類似団体等と比較すると新しい方であるとはいえ、年々老朽化は進んでおりますので、計画的に更新することが重要だと考えております。

そして、財源に関する方針ですが、先ほど申し上げましたとおり、今後は下水道管の更新が必要となります。それらの財源を確保するため、使用料のみならず、一般会計繰入金、企業債、国庫補助金等の様々な財源確保策を検討する必要があります。また、先ほど下水道の面整備の完了が見えてきたと申し上げましたが、裏を返せば今後は水洗化人口の増加が鈍化するということになります。そうなれば、人口減少の影響がこれまで以上に顕在化し、使用料収入は減少することが見込まれるため、適正な使用料水準を継続して検討することとします。次に 6 ページの下段、「投資・財源に関する目標」をご覧ください。下水道事業の投資目標・財源目標については以下の表のとおり、設定させていただきました。投資目標である「水洗化率 100%」は令和 10 年度時点では非常に達成が困難な目標ではありますが、令和 16 年度ではなんとか達成できるよう努めてまいります。

そして、財源目標については水道事業と同様に「経常収支比率 100%以上、経費回収率 100%以上」を設定することといたしました。

以上の方針を前提として、今後の投資財政計画を試算したものをご覧いただきます。「【概要版 参考資料】」の 3 ページをご覧ください。こちらが下水道事業における投資財政計画です。

結論から申し上げますと、下水道事業については現状の使用料水準でも、令和 16 年度の計画期間末まで収支が均衡した状態であり、企業債残高も減少させ、資金期末残高も今とほぼ同水準を確保し、さらには設定した財源目標のうち経常収支比率 100%以上も達成できる見込みです。これらの要因は、今後も下水道機能の維持に向け、適切な投資を進めていく予定ではあるものの、下水道の面整備が完了することに伴い、投資額がここ数年よりも減少することが大きな要因としてあげられます。加えて、過去に借り入れした企業債の償還に伴う減少額が大きいことも要因としてあげられます。

以上のとおり、下水道事業については現行のままで健全な経営が行えると見込んでおります。そして、7 ページ中段には前回の運営審議会でもご紹介いたしましたロードマップを掲載しております。これは、国庫補助金を受けるために

策定が義務付けられておりますので、以下のとおり作成しました。詳細については説明を割愛させていただきます。以上が下水道事業に係る投資財政計画です。

会 長：ありがとうございます。農業集落排水を統合といいますか、公共下水道に繋ぐ、といったお話があったかと記憶しておりますが、こういった計画になっておられますか。

事務局：現在、農業集落排水地区として2地区で汚水処理をしているところです。農業集落排水事業の統合については現時点で具体的な計画は策定しておりませんが、方向性としては、広域化・共同化を進める方針としております。

会 長：ありがとうございます。他、何か質問ありますでしょうか。

委 員：流域下水道の負担金について、この投資財政計画で計上されているんですが、その金額は計上されている金額で推移すると考えてよろしいでしょうか。もちろん、県の更新状況により変わっていくとは思いますが。

事務局：第1回運営審議会でも委員の皆様から流域下水道に係る負担金の高騰を危惧している、とご意見をいただいたところです。まず、流域下水道の維持管理負担金からご説明いたします。下水道の投資財政計画中「ク 流域下水道維持管理負担金」をご覧ください。こちら、令和6年度から令和7年度にかけ、約12億6,000万円から約14億6,000万円へと大幅に増加しております。こちらは令和7年度予算を積算する際に県から聞き取った最新の予算額を反映させたものになります。そして令和8年度以降については、令和7年度の数字に2%/年の物価上昇を見込んで積算したものになります。一方、流域下水道建設負担金については、資本的支出の建設改良費の中に含まれております。こちらについては、県の更新状況により年度間の多寡は生じますが、直近実績に物価上昇を反映させた数値として試算しており、計画期間全体で見れば、実態と大きな乖離は発生しないものと考えております。

委 員：水洗化率は市内全域で算出したものですか。あるいは市街化区域で算出したものですか。

事務局：処理区域全域で算出したものであり、水洗化率を求める数式で申し上げますと（現在水洗便所設置済人口）÷（現在処理区域内人口）×100という数式によって算出されます。

会 長：他になにかご質問ありますでしょうか。下水道については先ほどの上水のような値上げというわけではなく、現状を維持しながら進めていくというお話でした。そのひとつの大きな要因は未普及地区の解消によって、そこへの大きな投資額が減少するだろう、とのことでした。では、続きの説明を事務局よりお願いします。

事務局：では最後、概要版の8ページをご覧ください。最後は効率化、経営健全化の取組についてご説明いたします。先ほど委員からご質問頂いたとおり、料金改定

しか手段はないのかというところに関連するお話ではありますが、やはり削れるものに関しては極力削っていく必要があります。今後、我々上下水道局としてどういった取組を行っていくかというところをこの８ページに列挙しております。時間の都合もあり、全てを申し上げることはできませんが、抜粋してご説明させていただきます。

まず、「民間ノウハウの活用」ですが、現在、当局では窓口対応等の営業業務については民間事業者に包括的委託をしているところです。さらに、WPPPの導入可能性検討を進めるなど、施設等の維持・管理についても民間ノウハウの活用を模索しております。

続きまして「広域化の検討」です。人口減少社会にあっては広域化というのは必須だと考えています。しかし、実現にはなかなか時間を要し、今回の計画期間内ではハード面での広域化は難しいと考えています。そのため、まずはソフト面から、例えば浄水場の薬品調達や会計システム等共同調達等の手法について、検討を進めたいと考えております。

少し飛びまして「経費削減・業務効率化」についてですが、水道事業において「受水費」は減価償却費の次に大きい収益的支出になります。ここの費用を少しでも抑えるべく、受水費の適正化について他の受水団体とともに県との協議を進めていきたいと考えております。

そして最後に「ICTの活用」ですが、水道事業では業務効率化を図るため、スマートメーターの一部導入に向け、現在、調査・研究を進めているところです。「効率化・経営健全化の取り組み」については以上です。

会 長：ありがとうございました。８ページに効率化・経営健全化の取り組みについてご説明いただきました。ただ、ここに記載されているものは最早、「やった方がよいんじゃないか」ではなく、「やらなければならない」ものが多くなっています。これらに加えて「もっとこんな取り組みしてはどうか」といったご意見賜れば、と思います。

ちなみにスマートメーターについては普及に向けて全国で色んな動きがあるんですが、加古川市においては具体的な普及策は作られておられますか。

事務局：スマートメーターについては検針が困難なエリアに用いる、というのが基本的な方針になっています。加古川市内においてはほとんどが検針員によって対応することができている状況である一方で、テナントビルにある飲食店が店舗内にメーターを設定しており、それらをテナントビルの一角で集中的に管理している箇所が市内に数か所あります。そういった遠隔メーターも老朽化が進んでおりますので、それらの代用品としてスマートメーターを導入しようと進めているところです。

会 長：集合住宅ではそういった例はないんでしょうか。

事務局：集合住宅ではございません。テナントビルが市内で４か所程度あるのみです。スマートメーターについては大都市で導入しているケースがありますが、コストが高いといった問題もあるため全面的な導入というのは難しいです。ただ、なんらかの形で試しながらノウハウを蓄積することが必要だと考え、導入の検討を進めているところです。

委 員：水道メーターは個人負担ですか。

事務局：水道メーターは局が負担し、設置しています。

会 長：スマートメーターは様々な用途が考えられますので、普及はしていきだろうと思います。

下水道の話になりますが、下水道からリンを抽出といった取り組みも行われています。このように様々な収益をあげる方法もありますが、このあたり加古川市では検討されてますでしょうか。

事務局：会長ご指摘のとおり、多くの下水処理場でリンの再資源化に取り組まれていることは認識しております。ただ、加古川市は流域下水道に接続しており、下水処理場を有していないため、この手法は対象となりませんが、様々な手法を検討していく必要があると考えています。

会 長：そうですね、加古川市は最終処理場がありませんね。神戸市とかであれば対象になっておられるんでしょうね。他に何かご質問等ございますか。

事務局：1点ご説明が漏れている部分がございますので補足させていただきます。本日お配りしております当日配付資料、1ページ目、2ページ目の「原価計算表」をご覧ください。

「経営戦略策定・改定マニュアル」にて、「経営戦略に『原価計算表』を掲載すること」、とされておりますので経営戦略の最後に資料として今回の案を掲載したいと考えております。

資料の内容についてお話をさせていただきますと、上段の収入の部において、令和7年～令和16年の計画期間において、料金収入でどの程度の収入が見込まれるか、を計算しています。なお、ここでいう料金収入とは令和10年度に30%の料金改定をした場合の収入を指しています。

次に中段の支出の部において、同じく令和7年～令和16年の計画期間において、料金収入で賄うべき費用はどの程度要するのかを計算しています。

そして、料金収入を料金対象経費で割ると102.15%となります。つまり、料金収入により料金対象経費を賄えていることを示す表になります。

下水道についても同様に、計画期間中、下水道使用料で使用料対象経費を賄えていることを示す表となっております。原価計算表の説明は以上です。

加えて、前回の運営審議会にて委員の皆様からいただいたご意見に対し、ご回答差し上げたいものが2点ございます。

まず、1点目ですが、経営戦略改定の要件の中で「経営戦略が議会・住民に対して公開されていること」というものがございます。その点について、「水道局のホームページで公開をしても効果が不十分ではないか。水道局の広報誌である『かこ水だより』で周知してはどうか」とご意見を頂戴しました。

内部で検討しまして、令和7年度の夏号にて、経営戦略に係る特集を組み、広報する予定としましたので、この場を借りてご報告いたします。貴重なご意見、ありがとうございました。

続きまして、2点目ですが、加古川市では現状、クレジットの継続払いができないことについてご意見をいただきました。その点について、調査を行いましたので報告いたします。

クレジットの継続払いですが、一昨年(2021年)の3月末まではヤフー公金払いという制度を使って、局もクレジット継続払いを行っていました。しかし、ヤフーの決定によりましてそのサービスが終了することに伴って継続払いの支払い方法は本市で取り入れてないという状況です。水道料金や下水道使用料の納付方法を充実させようと、令和5年の10月からキャッシュレス決済や、アプリの関係といった決済方法の導入をしています。先ほどお話しした、継続払いのヤフー公金払いが終了することも令和5年の10月時点で、実は分かっておりました。実際に、キャッシュレス決済の導入に当たり、クレジット決済の取扱いも含めて支払いの関係というのは収納代行事業者へ業務を委託し、収納代行事業者の選定をしたという経緯がありました。その際、キャッシュレス決済とクレジット払(継続払で一括払の支払が可能である)の両方を取り扱う事業者を収納代行事業者として決定しました。この収納代行事業者、加古川市の税や各種交付金の支払いも行っている事業者ですので、市として統一した事業者を選定している状況です。

現在、クレジット継続払いの提案もございます。今回提案を受けているのが、継続払いに係る手数料を今までのように水道局で負担せず、利用者にその負担がかかるようなシステムを構築しているとのこと。検討はしているのですが、実際の手数料がどのようになるのか、また、負担が利用者様にかかっていくというところがございまして積極的に導入していくのはどうかと思いながら、話を聞いている状況です。やはりメリットがあると、デメリットがどうしてもついてきてしまうところがあります。これをすると、手数料自体はほかの収納の方法と比べてクレジットの場合、倍以上かかってしまうところもありまして、今回の経営戦略の話でも、支出を減らしていくというお話の中で、なかなか進めていくことはどうか、という思いもあります。

委員：素朴な疑問なんですけど、水道料金はなぜ2ヵ月に1回なんですか

事務局：当市に限らず、大半の自治体が2ヵ月に1回となっていると認識しています。やはりこれは検針の関係が大きいかと思います。現状、2ヵ月に1回の検針を毎月にすると、検針に要する費用が単純に倍になりますので、そういったコストとお客様へのサービスを総合的に勘案し、今の形になったものと認識しております。

会長：一部、人の出入りの激しい都心部なんかでは毎月検針だったりするんだろうとは思いますが、加古川市では人の出入りもそこまでありませんからね。確かに言われてみれば不思議な慣習ですね。このあたりもゆくゆくはメスを入れていかなければならない部分かもしれません。スマートメーターが普及してしまえば、毎月にできますね。他に質問よろしいでしょうか。
では、経営戦略の改定にかかる今後の流れについて、事務局より説明いただけますか。

事務局：それでは、今後の流れにつきましてご説明させていただきます。
本来でありましたら、今回ご審議いただいた内容をもとに修正案を作成し、再度皆さまにお集まりいただいたうえでご意見を取りまとめすべきところではございますが、後続スケジュールの都合等もございまして、大変申し訳ないのですが、修正案を皆さまに3月7日(金)までに郵送させていただきます。

郵送後、3月14日（金）を目途にご連絡をさせていただきますので、修正案に対するご意見の有無をお聞かせいただければ、と考えております。
その後、皆さまから頂戴したご意見を集約し、会長に審議会を代表して協議させていただいたうえで、会長との協議において作成した『加古川市水道事業経営戦略』および『加古川市水道事業経営戦略【概要版】』の最終形をもって、加古川市上下水道事業管理者へ審議会の答申として、後日日程を設けて会長より審議会を代表して答申いただく方向で考えております。答申の際には、会長との協議後の最終形の成果物を皆さまにもお送りさせていただこうと考えております。

会 長：本来ならばもう一度集まって、というところではあるのですが、後続スケジュールの都合もあるようですので、書面でご確認いただき、何かご意見ございましたら事務局にご連絡をいただく、そういった形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。なお、議事録の公表についても私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

会 長：では、本日の審議会は以上とさせていただきます。ありがとうございました。